

経技第544号
平成26年11月19日

各市町長
各農業協同組合代表理事組合長 } 様

栃木県農政部長 水沼 裕治

病虫害防除を目的とするあぜ道等の枯れ草焼却について

環境に配慮した農業の推進につきましては、日頃から御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、廃棄物の屋外焼却については、ダイオキシン等の有害物質が発生することから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第16条の2に基づき、原則禁止とされていますが、同法施行令（昭和46年9月23日）第14条第4号では、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合については、焼却禁止の例外となり、病虫害防除を目的とするあぜ道等の枯れ草焼却は、これに該当するとされています。

一方、水田で発生する病虫害は、抵抗性品種の作付けや育苗箱・本田での薬剤施用、草刈り、秋耕等の防除方法を一年を通して適切に組み合わせることにより、発生を抑制することが可能です。

また、毎年、焼却の実施に伴い、延焼及び障害事故が発生するとともに、住民からの苦情も寄せられています。

このため、水田における病虫害防除に当たっては、あぜ道等の枯れ草焼却以外の防除方法を効果的に行っていただきますよう、御指導、御協力をお願いいたします。

経営技術課
環境保全型農業担当
TEL 028-623-2286
FAX 028-623-2315